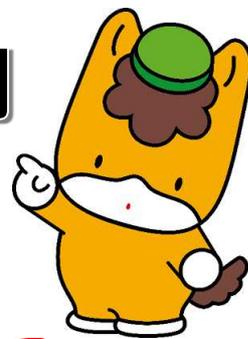


# 不動産公売のご案内



( \* 公売は滞納処分による入札方式の売却で、売却代金を未納税に充てる手続きです。 )

- ★ 群馬県前橋市街中心部
- ★ 機械式駐車場30台あり
- ★ 9階建て 商業テナントビル
- ★ 平成元年6月2日新築

最低公売価額 **363,960,000円**~

記

- 1 入札等 入札期間 令和元年11月11日(月)~11月18日(月) のうち、平日の午前9時から午後5時  
開札日時 令和元年11月20日(水) 午後1時30分
- 2 入札場所 群馬県前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋行政県税事務所
- 3 売却方法 期間入札により**最高価申込者**へ売却します。(買受代金納付期限 令和元年11月27日(水))

|           |                           |              |
|-----------|---------------------------|--------------|
| 4 最低売却価額等 | 最低公売価額(見積価額)              | 363,960,000円 |
|           | 公売保証金                     | 36,400,000円  |
|           | (保証金は事前にお支払いいただく必要があります。) |              |

- 5 提出書類等 入札書、住民票(法人の場合は登記事項証明書)、委任状(代理人が入札する場合)等
- 6 落札後の手続
  - ・不動産登記の権利移転は執行機関が行いますが、移転に伴う費用(登録免許税等)は、買受人の負担となります。
  - ・権利移転に必要な書類は、買受代金納付期限までに執行機関に提出してください。
  - ・地方税法の規定に基づき、不動産取得税及び固定資産税が課税されます。



執行機関 群馬県前橋行政県税事務所

連絡先 群馬県前橋行政県税事務所  
徴収特別整理係 027-234-1800

○詳細は公売財産明細書をご確認ください。

## 【入札にあたっての注意事項】

- ・入札には入札書等の書類が必要となります。入札を希望される方には書類を送付しますので、上記までご連絡ください。
- ・入札書の受付は、直接持参いただくか、郵送(特定記録郵便)でも受け付けております。

## 【その他の注意事項】

- ・買受けに際しては事前に現地をご確認いただくことを強くお勧めいたします。
- ・建築後約30年が経過。現在は空き家の状態。経年相応の摩滅・破損・老朽化が認められます。
- ・付帯設備は長期間使用していない状態が継続しているため、補修や修理等が必要となる可能性があります。
- ・空調設備、昇降機設備、駐車場設備の使用の可否は不明です。